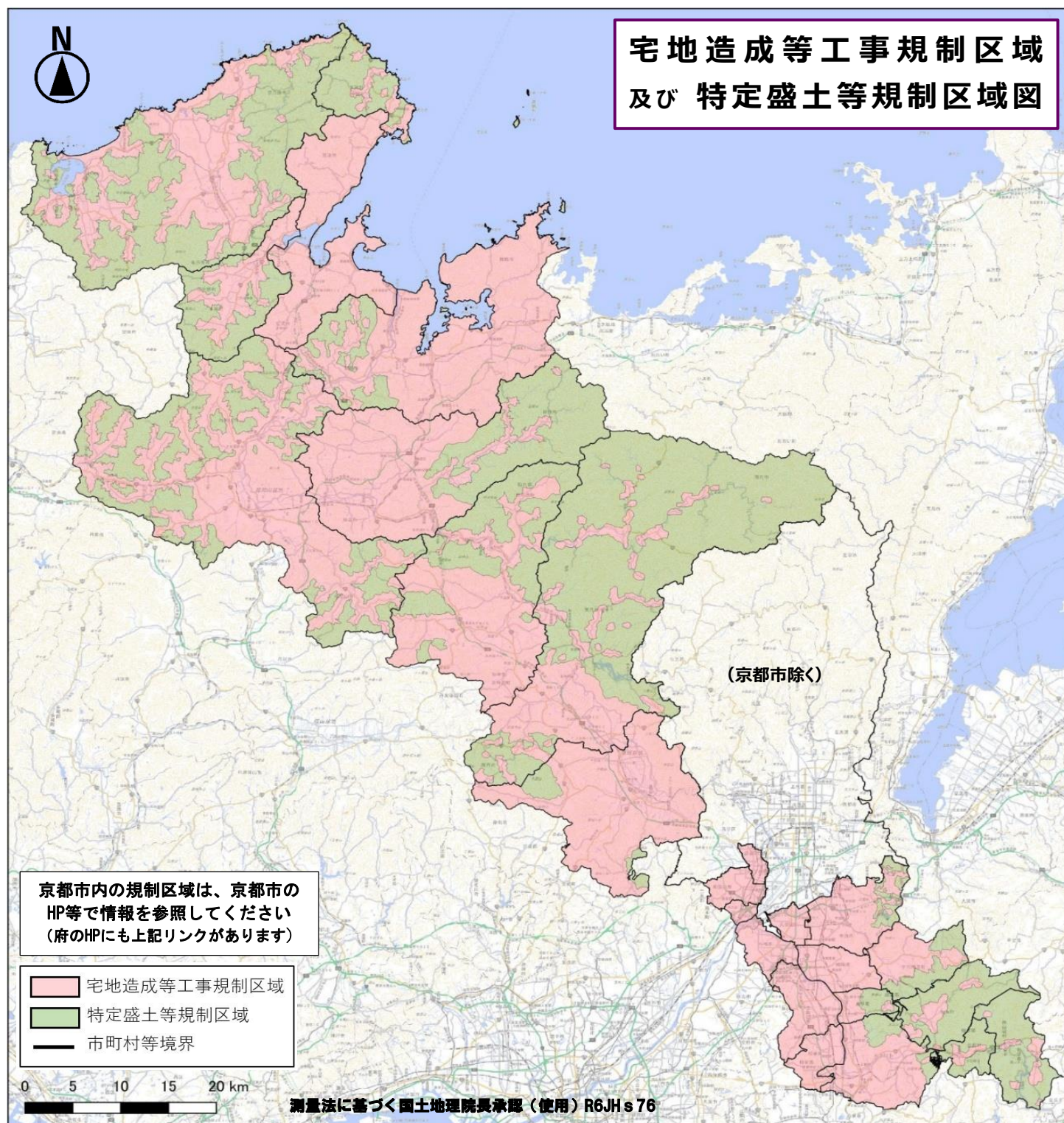


盛土規制法に基づく規制について

危険な盛土等の崩落による被害を防ぐため、これらを規制する取り組みにご協力ください。



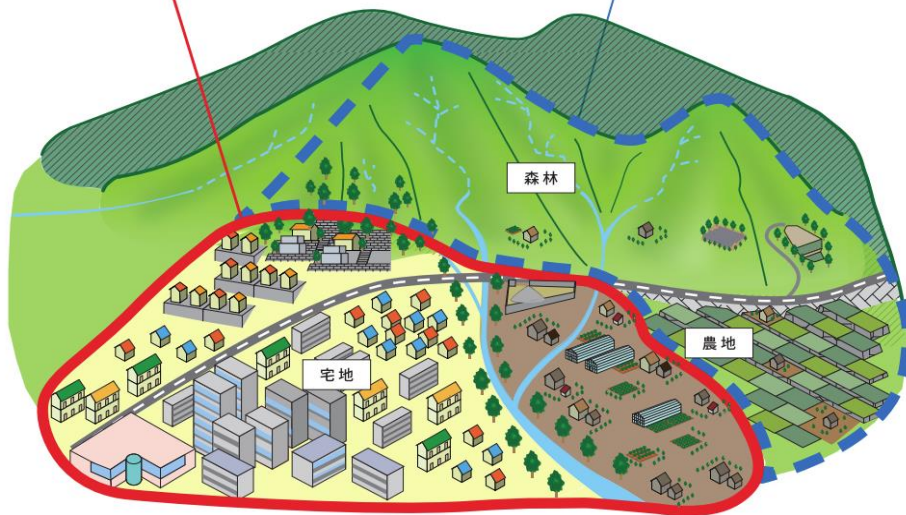
規制区域について

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



<適用除外>

道路、公園、河川等の公共用地で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。また以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。

- ▶ 国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- ▶ 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石または当該工事で発生した土石を当該工事の現場またはその付近に一時的に堆積するもの など

詳しくは、京都府ホームページをご覧ください。

許可申請手続き 審査基準

許可申請手続きや審査基準等については、京都府ホームページに手順や様式を掲載しています。

技術基準についても盛土規制法運用以前と異なりますので、必ず確認してください。

許可申請から工事完了までの流れ

① 許可申請前

- 土地の所有者等全員の同意
- 周辺住民への事前周知

② 許可申請・許可

- 許可基準への適合

許可基準

- ▶ 災害防止のための安全基準に適合すること
- ▶ 工事主が必要な資力・信用を有すること
- ▶ 工事施行者が必要な能力を有すること
- ▶ 土地の所有者等全員の同意を得ていること

- 京都府知事の許可

許可された工事は、工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等をホームページ等で公表されます。

④ 工事完了

- 完了検査

安全基準への適合について現地検査

③ 工事着手

- 現場での標識掲出

工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨の表示

- 定期報告 ※1

工事の施工状況について、3ヶ月ごとに報告

- 中間検査

工事完了後に確認困難となる工程について検査

※1 一定規模以上の盛土等が対象です。

許可対象となる盛土等の規模

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

(A) 宅地造成等工事規制区域

(B) 特定盛土等規制区域

①盛土で高さが 1 m超 2 m超 の崖 ^{※1} を生ずるもの	②切土で高さが 2 m超 5 m超 の崖 ^{※1} を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2 m超 5 m超 の 崖 ^{※1} を生ずるもの(①②を除く)	④盛土で高さが 2 m超 5 m超 となるもの(①③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積 が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)

<一時的な土石の堆積>

⑥最大時に堆積する高さが 2 m超 5 m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの	規模要件により必要な手続き 宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域区域ともに、①～⑦の(B)の規模となる盛土等は、中間検査（特定工程を含む場合に限る）および定期報告が必要となります。 完了検査は全ての許可対象で必要です。
		届出が必要な工事について 特定盛土等規制区域内の(A)以上(B)未満の工事には届出が必要です。 なお、届出の対象となる盛土等については、中間・完了検査や定期報告は不要です。

※1「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

規制対象行為と必要な手続き

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更（盛土・切土）	—	①盛土で高さ1 m超の崖 ②切土で高さ2 m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2 m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2 m超（①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さ2 m超の崖 ②切土で高さ5 m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5 m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5 m超（①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	同左	許可対象のすべて
	土石の一時的な堆積	—	①堆積の高さ2 m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5 m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象のすべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更（盛土・切土）	①盛土で高さ1 m超の崖 ②切土で高さ2 m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2 m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2 m超（①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さ2 m超の崖 ②切土で高さ5 m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5 m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5 m超（①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	許可対象のすべて	許可対象のすべて	許可対象のすべて
	土石の一時的な堆積	①堆積の高さ2 m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5 m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象のすべて	許可対象のすべて

盛土等を安全に保つために

許可申請を行うべき者

工事主（盛土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者）が府知事宛てに許可申請を行う必要があります。許可が下りるまで時間がかかりますので、盛土等の工事を行う前に必要な手続き等について、京都府建築指導課まで早めに相談してください。

管理責任

土地所有者等※は、盛土等が行われた土地について、常時安全な状態に維持する責務を有します。

※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。

監督処分

災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、無許可の盛土等を行った原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられます。

規制区域内では、無許可で盛土等を行った場合はもちろん、所有地内の盛土等により災害のおそれがある場合にも、是正措置等の命令の対象となりますので、留意してください。

規制対象への施策

無許可の盛土等の早期摘発を目指し、規制対象の盛土等には一定の措置が求められます。

府が許可地の一覧を公表

工事主が工事現場に標識を掲示

工事主が周辺住民に事前周知

【罰則】

- 無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について【最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下】
- 法人に対しても、法人重科を措置【最大3億円以下】

盛土等に関する工事の御相談や不審な盛土等を発見したら、下表のとおりお知らせください

市町村	事項・区域	許可・相談・通報に関すること	許可・相談・通報に関すること	相談・通報に関すること
		宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	府全域(京都市除く)
向日市、長岡京市、大山崎町		乙訓土木事務所 建築住宅課 (電話)075-931-2478		乙訓保健所 環境衛生課 (電話)075-933-1341
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町		山城北土木事務所 建築住宅課 (電話)0774-62-0624	山城広域振興局 森づくり振興課 (電話)0774-21-3087	山城北保健所 環境課 (電話)0774-21-2913
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村		山城南土木事務所 建築住宅課 (電話)0774-72-9521		山城南保健所 環境衛生課 (電話)0774-72-4303
亀岡市、南丹市、京丹波町		南丹土木事務所 建築住宅課 (電話)0771-62-0364	南丹広域振興局 森づくり振興課 (電話)0771-22-1019	南丹保健所 環境衛生課 (電話)0771-62-4755
福知山市		中丹西土木事務所 建築住宅課 (電話)0773-22-5144	中丹広域振興局 森づくり振興課 (電話)0773-62-4621	中丹西保健所 環境衛生課 (電話)0773-22-6383
舞鶴市、綾部市		中丹東土木事務所 建築住宅課 (電話)0773-42-8785		中丹東保健所 環境衛生課 (電話)0773-75-1156
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町		丹後土木事務所 建築住宅課 (電話)0772-22-2703	丹後広域振興局 森づくり振興課 (電話)0772-62-4317	丹後保健所 環境衛生課 (電話)0772-62-1361
◎ 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)全般について		建設交通部 建築指導課 (電話)075-414-5347	農林水産部 経営支援・担い手育成課(農地他) (電話)075-414-4902 森の保全推進課(森林) (電話)075-414-5030	総合政策環境部 循環型社会推進課 (電話)075-414-4228
◎ 不法投棄・不適切な盛土について		不法投棄・盛土情報ダイヤル	不法投棄 (電話)0120-530-993	盛土関係 (電話)0120-530-994

京都府の盛土規制法に関する詳細等について（府HP）

京都府 盛土規制法

検索



【府HP QR】

国土交通省 盛土規制法総合窓口（国HP）

盛土 ポータル

検索



【国HP QR】